

# 施設基準に該当する手術

令和6年1月1日～令和6年12月31日

・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	23
ウ	鼓室形成手術等	2
エ	肺悪性腫瘍手術等	5
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	63

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	7
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	29
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	5

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	7
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	1
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術

手術の件数

		402
--	--	-----

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

ア	人工関節置換術	142
イ	人工骨頭挿入術（股） 48時間以内に手術したもの	0
ウ	骨折観血的手術（大腿）48時間以内に手術したもの	13
エ	乳児外科施設基準対象手術	0
オ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	52
カ	冠動脈、大動脈バイパス移植術 （人工心肺を使用しないものを含む） 及び体外循環を要する手術	0
キ	経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	288